

第1部 総論

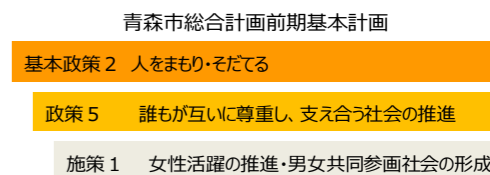
第1章 計画の基本的事項

1-1 計画策定の目的

- 令和5年度旧計画の計画期間の満了
 - ・ 令和2年11月国の「第5次男女共同参画基本計画」策定
 - ・ 令和6年4月「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行
 - ・ 令和5年12月市民・事業所アンケート実施
- 上記の外、男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、本市における男女共同参画社会の実現を目指す

1-2 計画の位置づけ

- ・ 最上位指針：青森市新総合計画前期基本計画の個別計画
- ・ 「青森市男女共同参画推進条例」の規定に基づく男女共同参画計画及びドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画
- ・ 「男女共同参画社会基本法」の規定に基づく市町村男女共同参画計画
- ・ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の規定に基づく市町村推進計画
- ・ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の規定に基づく市町村基本計画



1-3 計画期間

令和6年度～令和10年度

第2章 計画の基本方向

2-1 男女共同参画社会の形成をめぐる動き

- <国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）>
- ・ 目標5 ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント
- <国の第5次男女共同参画基本計画>
- ・ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 等

2-2 本市の現状と課題

- ・ 市の審議会等における女性委員の比率 27.1%
- <市民・事業所アンケート>
- ・ 家庭生活において男女の地位が平等と思う割合 35.2%
- ・ DVを受けたことがある者のうち、誰にも相談していない割合 69.0%
- ・ 事業所の女性活躍推進における課題「女性従業員は家庭で家事・育児等の中心的な役割を担っていることが多く、配置する職場や労働時間帯に制約がある」 47.5%

2-3 計画の理念

本計画の理念は、本市のまちづくりの重要な理念・視点の一つとして、あらゆる施策の推進に当たってその趣旨を尊重することとしている『「男女共同参画都市」青森宣言』とする。

私は私を大切に思うのと同じ重さで
あなたを大切に思う
性別を超え 世代を超え 時代を超え
人と協調し 人を信頼できる
誇り高い人間でありたい
すべての人の自立と平等を目指して
青森はここに「男女共同参画都市」を宣言します

2-4 計画の基本方向

- <基本方向1> 全ての人があらゆる分野で活躍できる社会づくり
- <基本方向2> 安心して暮らせる社会づくり
- <基本方向3> 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

第2部 各論

第1章 全ての人があらゆる分野で活躍できる社会づくり



《主な取組》

1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- (1) 女性管理職の登用をはじめとする女性市職員の活躍の促進
- (2) 市の審議会等の委員への女性の登用の拡大
- (3) 企業や各種団体等における女性の積極的登用にに向けた働きかけ
- (4) 女性のエンパワーメントの推進【**拡充**】

2 ワーク・ライフ・バランスの実現

- (1) 多様な働き方に対応した子育てや介護の支援
- (2) 男性の家事・育児・介護等への参画促進
- (3) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業や各種団体等への働きかけ

3 雇用等における男女共同参画の推進

- (1) 女性活躍の推進と多様な働き方を可能にする就業環境の整備【**拡充**】
- (2) 商工業の振興に向けた男女の能力の活用

4 農林水産業等における男女共同参画の推進

- (1) 農林水産業、自営業等における女性の経営参画

新規・拡充した主な取組

- 女性のエンパワーメントの推進【**拡充**】
- 女性活躍の推進と多様な働き方を可能にする就業環境の整備【**拡充**】
- 困難な問題を抱える女性への支援【**新規**】

第2章 安心して暮らせる社会づくり



《主な取組》

1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- (1) 女性に対する暴力の予防啓発の推進
- (2) 若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実
- (3) 青森市配偶者暴力相談支援センターなどの相談体制の充実
- (4) 関係機関・民間団体等との連携・協力による被害者の保護及び自立支援

2 生活上の困難に対する支援と人権の尊重

- (1) 人権尊重理念の理解促進
- (2) 人権に関わる相談体制の充実と関係機関との連携
- (3) 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、適切な支援の充実
- (4) 高齢者、障がい者、ひとり親家庭等への支援

(5) 困難な問題を抱える女性への支援【**新規**】

- (6) 多様な性のあり方に対する理解の促進

3 地域における男女共同参画の推進

- (1) 多様な主体との連携・協働による男女共同参画の推進
- (2) 男女共同参画を推進する人材の育成
- (3) 男女共同参画の視点による地域の課題解決に向けた取組の推進
- (4) 防災分野における男女共同参画の促進
- (5) 地域における子ども・子育て支援の充実

4 生涯を通じた健康支援

- (1) 男女の健康づくり支援
- (2) 思春期・妊娠・出産等、生涯を通じた女性の健康支援の充実

第3章 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり



《主な取組》

1 男女共同参画の視点に立った慣行の見直し、意識の改革

- (1) あらゆる機会をとらえた広報・啓発活動の強化
- (2) 男女共同参画に関わる調査、情報の収集・提供の充実
- (3) 根強い固定的性別役割分担意識の解消など男性の意識改革の促進
- (4) 子どもの頃からの男女共同参画の理解促進

2 教育・メディア等を通じた理解促進

- (1) 家庭における男女平等教育の推進
- (2) 学校における男女平等教育の推進
- (3) 社会教育・生涯学習活動の推進
- (4) メディアにおける男女共同参画の推進

第3部 推進体制

本プランの推進に当たっては、市が率先して取り組むとともに、
○ 青森市男女共同参画審議会による計画の進行管理
○ 青森市男女共同参画推進会議による計画の進行管理
○ 国・県等の関係機関をはじめ市内の女性団体や民間団体等との連携・協力の強化
による推進体制の整備・充実を図る。